

第4次磐田市 多文化共生推進プラン

国籍・民族・文化の違いを認め合い
笑顔であいさつを交わすまち 磐田



期間 令和4年度～令和8年度

第1章 第4次プランの策定にあたって

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの位置づけ	1
3	プランの期間	2
4	SDGs(持続可能な開発目標)の推進	2

第2章 外国人市民の現状と課題

1	人口推移	3
2	国籍別人口の推移	4
3	地区別人口	5
4	在留資格	6
5	児童生徒数の推移	7
6	年齢層別人口(ブラジル国籍)	8
7	外国人と日本人の親しみ度	9
8	磐田市多文化共生推進プラン基礎調査結果(抜粋)	10・11

第3章 プランの内容

1	基本理念	13
2	基本方針	14
3	体系図	15・16
4	具体的な施策	17～20

第4章 プランの推進体制

1	成果指標の一覧	21
2	プランを推進する体制の整備	22

参考資料

1	用語解説(再掲)	24
2	第4次多文化共生推進プランの策定経過	25
3	磐田市多文化共生社会推進協議会 委員名簿	26
4	令和2年度市民意識調査結果	27～30
	磐田市多文化共生社会推進協議会要綱	31・32

01

プラン策定の趣旨

磐田市は、国の「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、市の多文化共生に関する基本的な考えや施策を明らかにして計画的に推進するため、2007（平成19）年3月に「磐田市多文化共生推進プラン」、2012（平成24）年3月に「第2次プラン」、2017（平成29）年3月に「第3次プラン」を策定しました。第3次プランでは「安心して暮らせる環境づくり」「多文化共生の地域づくり」「ともに未来を築く人づくり」の3本の柱を掲げ、様々な施策を実施してきた結果、本市の多文化共生は着実に成果を上げてきました。

しかし、日本における外国人を取りまく状況は変化しており、2019（平成31）年4月の「出入国管理および難民認定法^{*1}（以下「入管法」という。）」改正により、在留資格に「特定技能」が新設されたことなどに伴い、外国人の多国籍化や定住・永住資格者の増加が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症が全国に広がる中で、ICTの活用や多言語による情報提供、外国人が生活者として暮らすための初期日本語教育の推進が、これからの多文化共生推進に求められています。

本市においても、ベトナム人市民の急激な増加により多言語化ニーズの増加や、コロナ禍における就職難の中、日本語の学習意欲が高まっています。

これらの社会情勢の変化に対応する新たなプランを作成するにあたり、2020（令和2）年に実施した日本人および外国人市民を対象とした市民意識調査の結果などから現状と課題を整理したうえで、本市の多文化共生をさらに発展させることを目的に「第4次磐田市多文化共生推進プラン」を策定しました。

※1 出入国管理および難民認定法

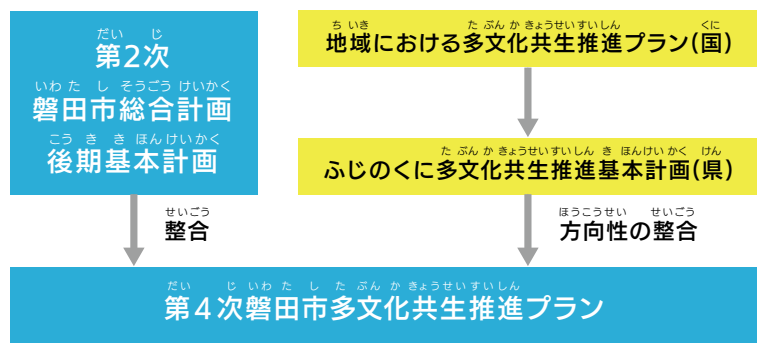
日本人の出入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律。

通称「入管法」。1990（平成2）年の改正法施行により、国内の日系外国人が急増した。

02

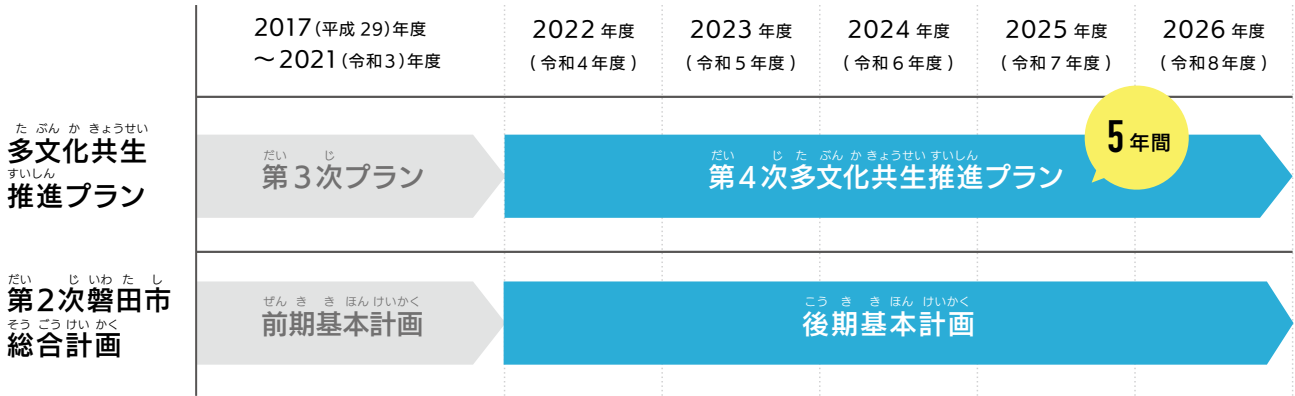
プランの位置づけ

本プランは、本市の行政運営の基本指針である「第2次磐田市総合計画後期基本計画」に沿った内容であり、他の関連計画と整合を図っていきます。



03 プランの期間

本プランは、計画期間を2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。なお社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。



04 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）のことです。2015（平成27）年9月の国連サミットで採択され、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本市では、持続可能で多様性を認め合う社会を実現させるため、SDGsと関連づけながら本プランの推進を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



01 じんこう すいい
人口推移

市内の外国人人口は、1990（平成2）年の入管法¹改正法施行以降、ブラジル人やペルー人など南米系日系人を中心に年々増加してきましたが2008（平成20）年秋のリーマンショックがきっかけとなる世界的経済危機以降は減少してきました。

しかし、景気の回復に伴い2015（平成27）年からは再び増加に転じており、コロナ禍でも増加傾向にあります。

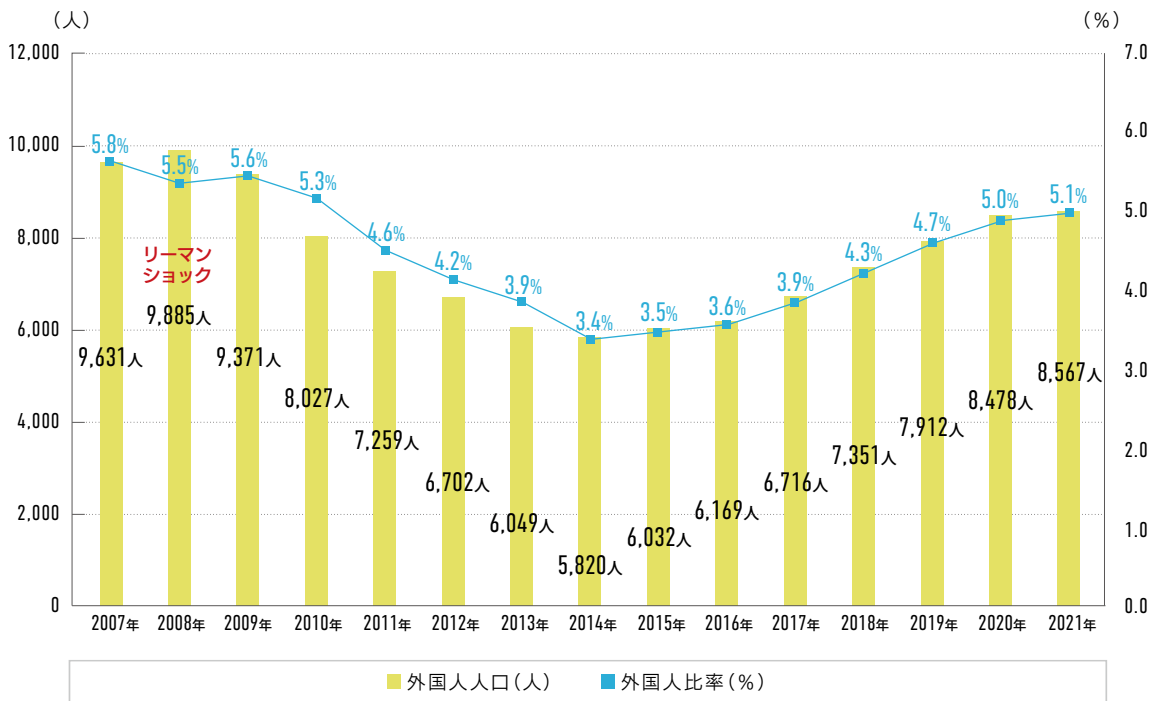
2021（令和3）年3月末時点では、8,567人と日本人を含む人口の5.1%を占め、県内で浜松市、静岡市に次いで3番目に多くなっています。

このように、市内の日本人人口は減少が進む一方で、外国人人口はこれからも増加を続け、外国人市民の割合が高まることが予想されます。

このため、日本人と外国人が多文化共生に対する理解を深め、互いに助け合える地域づくりが必要です。

がいこくじんじんこう がいこくじん ひりつ すいい しな
外国人人口と外国人比率の推移（市内）

各年3月末時点



※1 「入管法」(再掲)
 日本人の出入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律。
 1990（平成2）年の改正法施行により、国内の日系外国人が急増した。

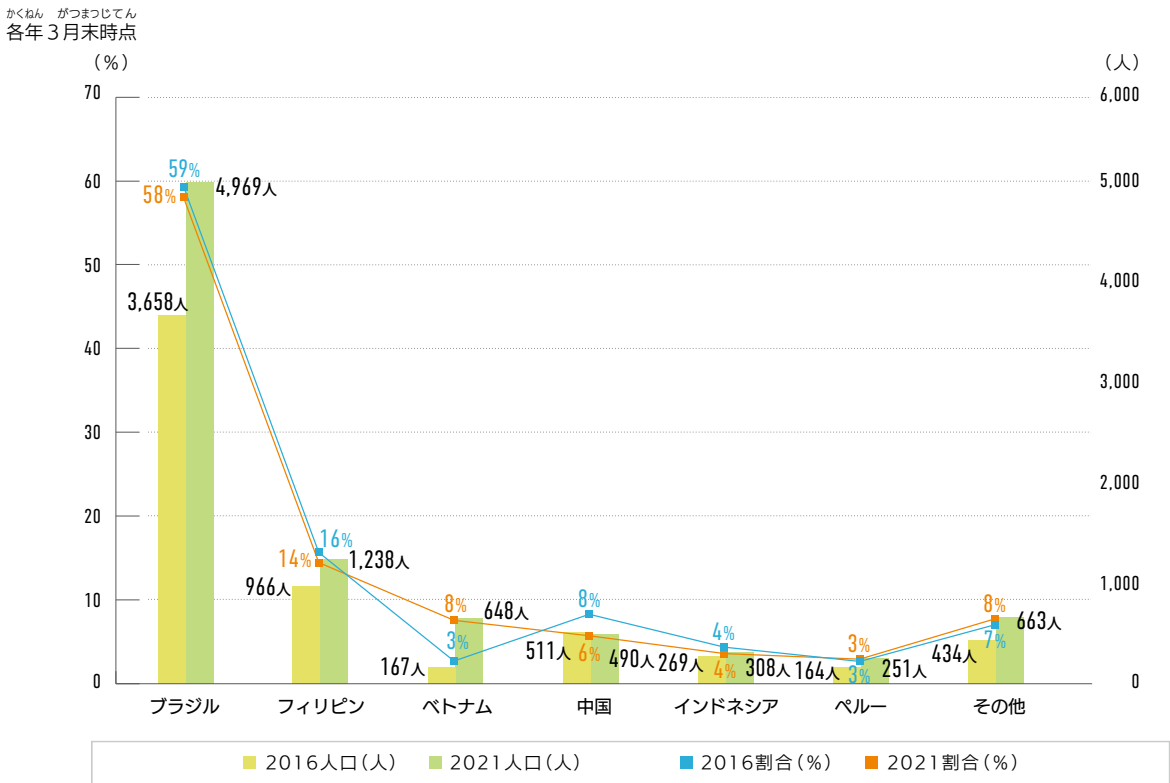
02 国籍別人口の推移

2021（令和3年）3月末現在、51カ国の国籍の外国人が市内に在住しています。国籍別人口の上位5カ国をみると、ブラジルが4,969人（58%）で最も多く、次いでフィリピンが1,238人（14%）、ベトナムが648人（8%）、中国が490人（6%）、インドネシアが308人（4%）となっています。

2015（平成27年）4月以降、在留資格²に「技能実習³3号」や「技術・人文知識・国際業務⁴」などが新設されたことにより、フィリピン・ベトナム等の東南アジア圏の外国人割合が急増しており、国籍の構成にも変化が見られます。

このため、東南アジア圏の外国人市民に向けた情報発信を行うための方法を充実させる必要があります。

国籍別外国人人口と構成割合の推移（市内）



- ※ 2 在留資格
「出入国管理および難民認定法」に定められた活動を行うことによって、外国人が日本に滞在することができる資格。
- ※ 3 技能実習
外国人技能実習制度に基づく在留資格。受け入れ方式や活動内容により3区分に分けられる。(1号イ・1号ロ・2号イ・2号ロ・3号イ・3号ロ) 1号は入国1年目の技能習得、2号は2～3年目の技能習熟、3号は4～5年目の技能熟達するための資格。所定の実技試験や、出入国在留管理庁の審査を通ることで移行できる。
- ※ 4 技術・人文知識・国際業務
日本の公私の機関との契約に基づいて行う業務で、「技術」は理学、工学、農学、医学その他の自然科学の分野、「人文知識」は法学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務、「国際業務」は外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務。(例：通訳、デザイナーなど)

市内で外国人人口が500人を越える地区は、多い順に竜洋西地区（1,075人）、中泉地区（982人）、天竜地区（965人）、見付地区（694人）、南御厨地区（535人）です。

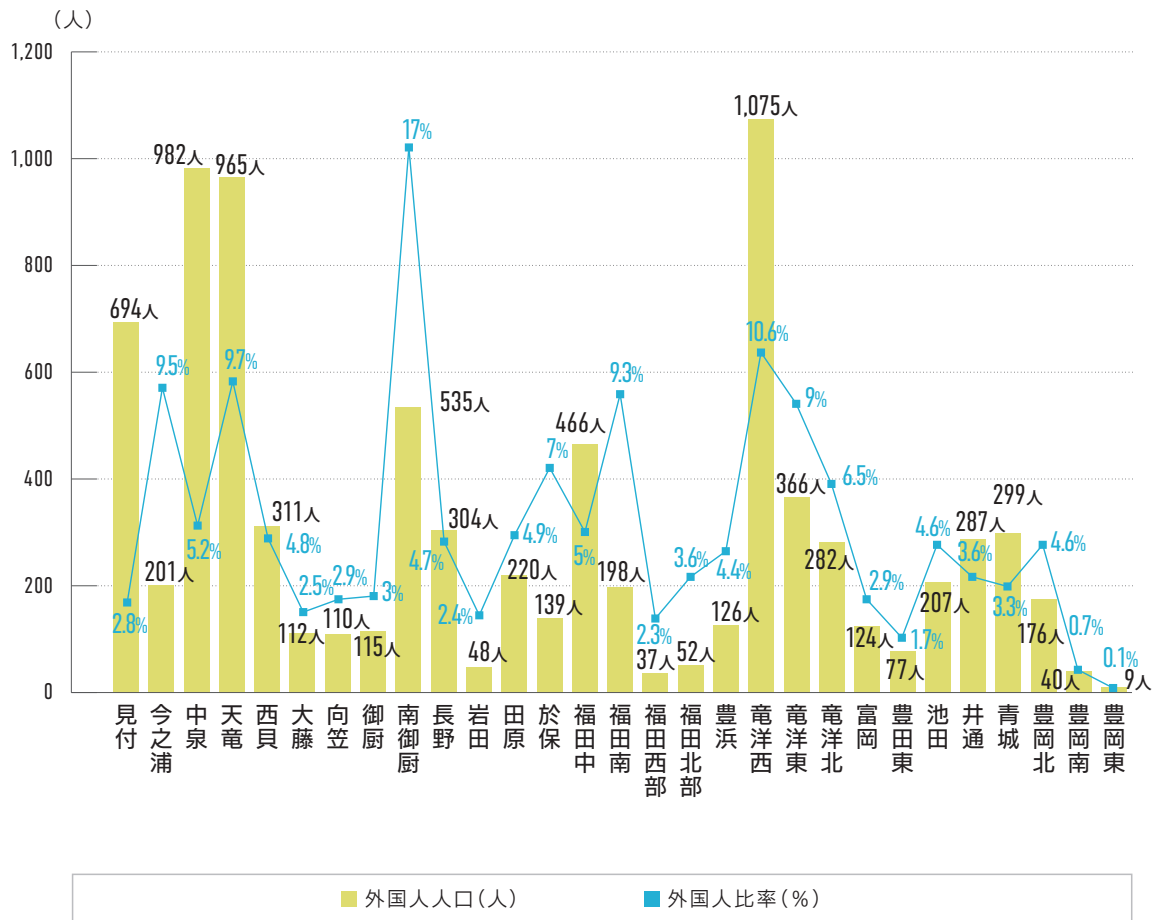
一方、地区別の外国人比率は、高い順に南御厨地区（17%）、竜洋西地区（10.6%）、天竜地区（9.7%）となっています。

2007年（平成19年）頃は、出稼ぎのため日本を訪れるブラジル人が多く、短期滞在の方が南御厨地区の東新町団地など県営・公団住宅に多く住んでいましたが、定住・永住化が進んだ現在は市内全域に分散して居住しています。

このため、日常生活圏内に外国人が暮らしている今日において、市内すべての地域住民が多文化共生について当事者意識を持つ必要があります。

ちく べつ がいこくじん じんこう ひりつ しな 地区別外国人人口および比率（市内）

2021（令和3）年3月末現在



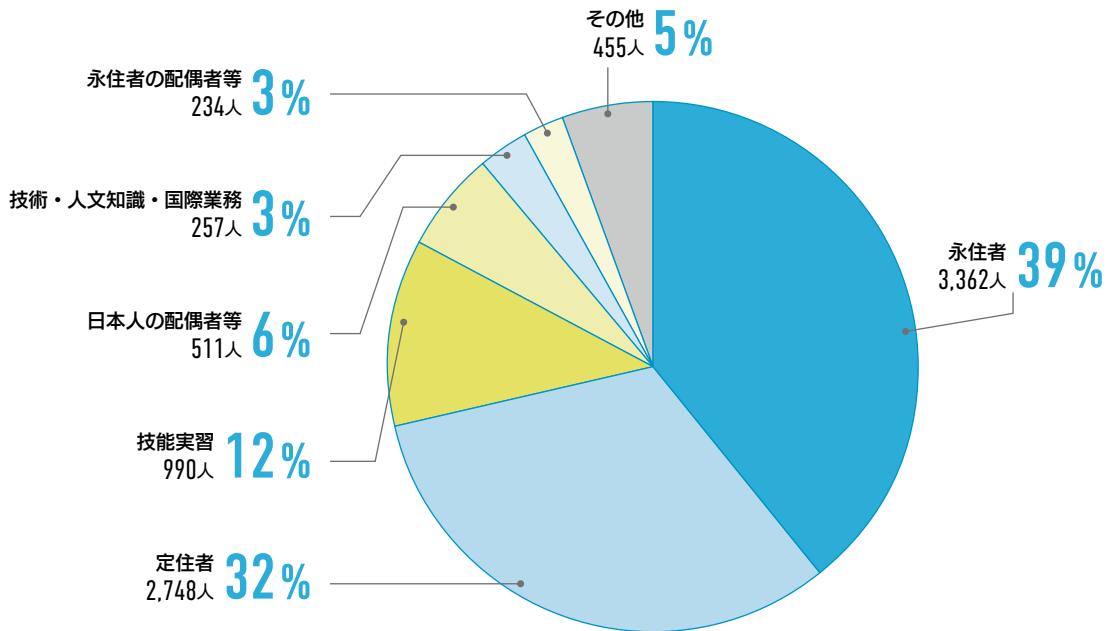
04 在留資格

外国人市民の在留資格は、「永住者^{※5}」が3,362人（39%）で最も多く、次いで「定住者^{※6}」が2,748人（32%）、「技能実習」が990人（12%）となっています。また、「日本人の配偶者等^{※7}」や「永住者の配偶者等^{※8}」も多く、永住者、定住者と合わせると8割を超える外国人が長期滞在可能な資格を有しており、定住化・永住化が進んでいます。

このため、外国人が生活者として日本人と対等な関係で暮らせるよう、地域住民の多文化共生に対する理解を深める必要があります。

外国人市民の主な在留資格（市内）

2021（令和3）年3月末現在



- ※5 永住者

以下の3つを満たしているかを考慮して法務大臣が許可した者に与えられる資格。

①素行善良である（法令違反していない） ②独立生計要件を満たしている（一定以上の年収がある）

③国益適合要件（在留期間の長さなど）を満たしている。

また、③の特例として、日本人・永住者の配偶者で婚姻3年以上継続かつ1年以上日本に在留している方、定住者になって5年以上在留している方、難民認定後5年以上在留されている方なども認められる。
- ※6 定住者

法務大臣が人道その他特別な理由を考慮して一定の期間を指定して居住を認める在留資格。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子などに認められ、日本での活動に制限がなく就労も自由。
- ※7 日本人の配偶者等

日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生したものにあたえられる在留資格。
- ※8 永住者の配偶者等

永住者などの配偶者または永住者などの子として日本で出生し、その後引き続き日本に在留しているもの。

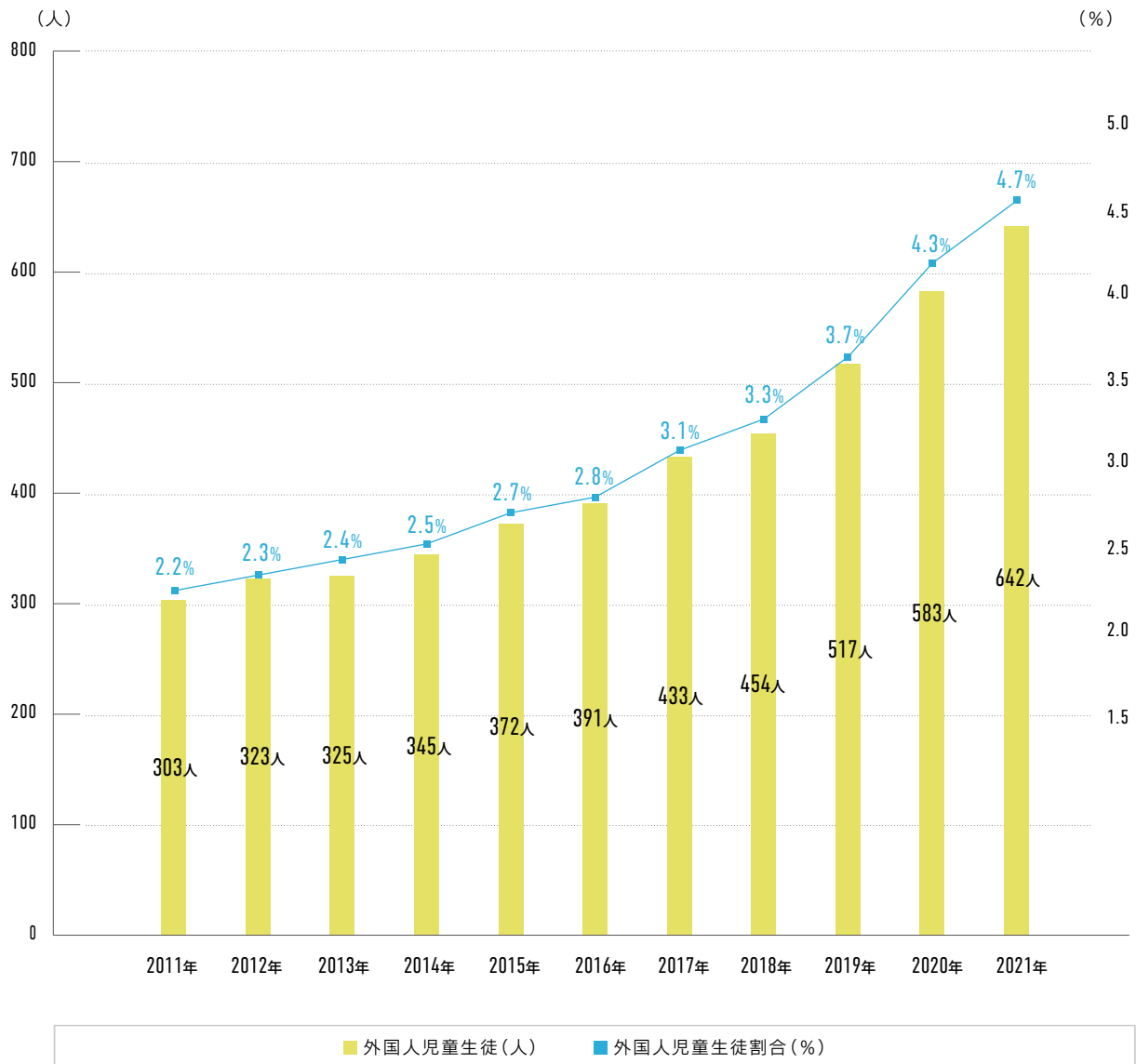
家族で定住、永住することを選択する外国人市民が増加したことにより、市内の公立小中学校に通う外国人児童生徒は増加傾向にあり、2021（令和3）年4月末時点では過去最多となる642人が在籍しています。

このため、増加する外国人児童生徒数に対応できる教育環境の整備および外国人保護者に対する情報発信を充実させる必要があります。

また、日本の教育や進学制度の周知、キャリア教育により国籍を問わず様々な進路を選択できるように支援していく必要があります。

公立小中学校の外国人児童生徒数の推移（市内）

各年4月末時点



06

ねんれい そう べつ じんこう こくせき 年齢層別人口（ブラジル国籍）

ていじゅう えいじゅうしかくしゃ おお じんしみん ねんれいそうべつじんこう わりあい へんか ちゅうもく
定住、永住資格者が多いブラジル人市民の年齢層別人口と、割合の変化に注目しました。

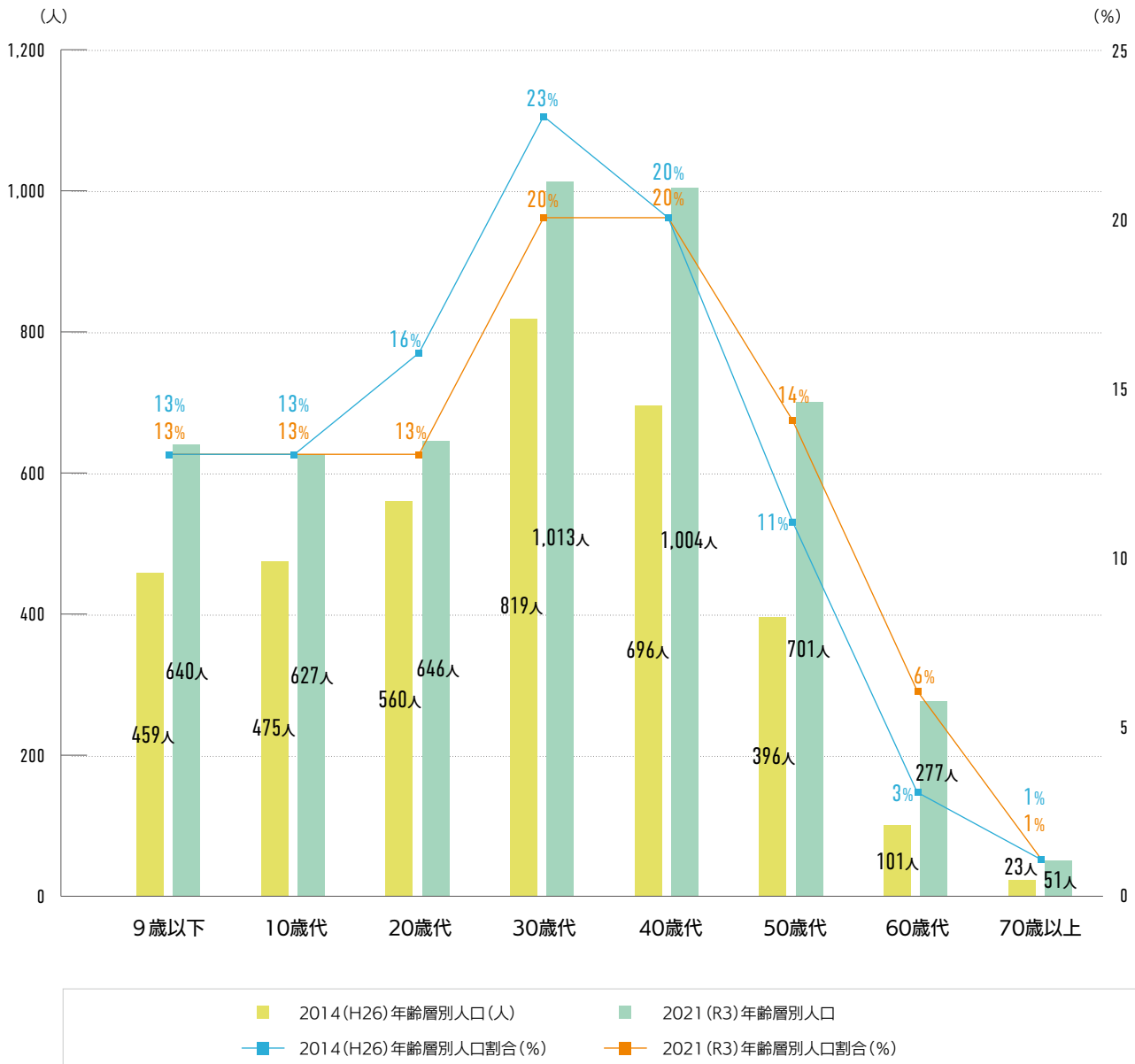
へいせい ねん れいわ ねん がつまつじてん ひかく ねんれいそう じんこう そうか
2014（平成26）年と2021（令和3）年3月末時点と比較すると、どの年齢層でも人口が増加している
なか さいだいい か わりあい げんしょう いっぽう さいだいいじょう わりあい そうか
中、30歳代以下の割合が減少している一方で、40歳代以上の割合が増加しています。

ていじゅう えいじゅう じんしみん そうか ともな ちか しょうらい がいこくじん こうれいか すず
このことから定住・永住するブラジル人市民が増加したことに伴い、近い将来、外国人の高齢化が進んで
いくなが が考えられます。

がいこくじん こうれいか しょう かだい たいおう けんとう はじ そうき ひつよう しさく すず
このため、外国人の高齢化により生じる課題および対応について検討を始め、早期に必要な施策を進めて
いくなが ひつよう が必要です。

じん しみん ねんれいそうべつじんこう しな ブラジル人市民の年齢層別人口（市内）

ねん がつ ねん がつ
(2014年3月→2021年3月)



07 外国人と日本人の親しみ度

静岡県が2020（令和2）年度に実施した「多文化共生基礎調査」において、日本人と外国人の県民に、お互いの親しみの度合いを聞いた調査結果です。（※磐田市民の回答を抜粋した結果も掲載）

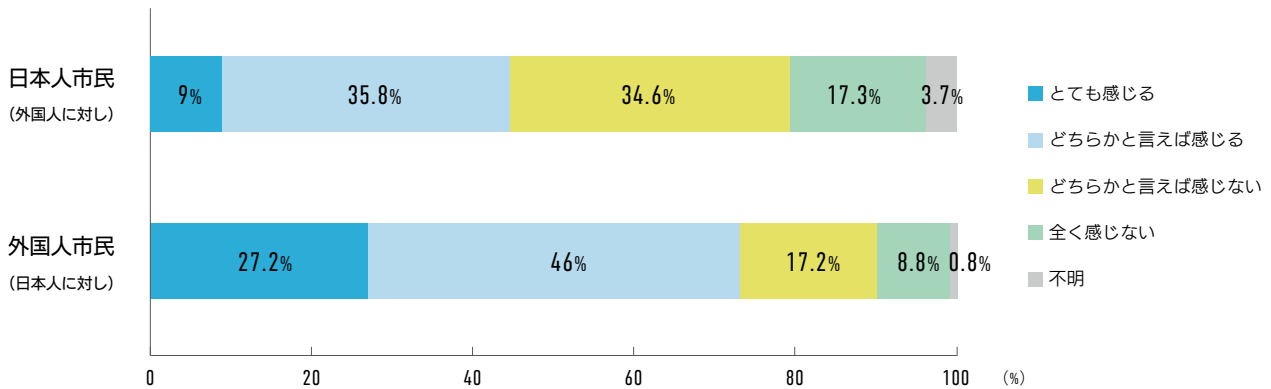
外国人市民・県民で、日本人に親しみを「とても感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した方は約7割であり、多くの外国人が日本人に親近感を持っていることがわかりました。

一方、日本人市民・県民で、外国人に親しみを「とても感じる」、「どちらかと言えば感じる」と回答した方は約4割であり、外国人との親しみ度合いに約3割の差があることから、日本人のほうが外国人に対して心理的抵抗感を持っていることがわかりました。

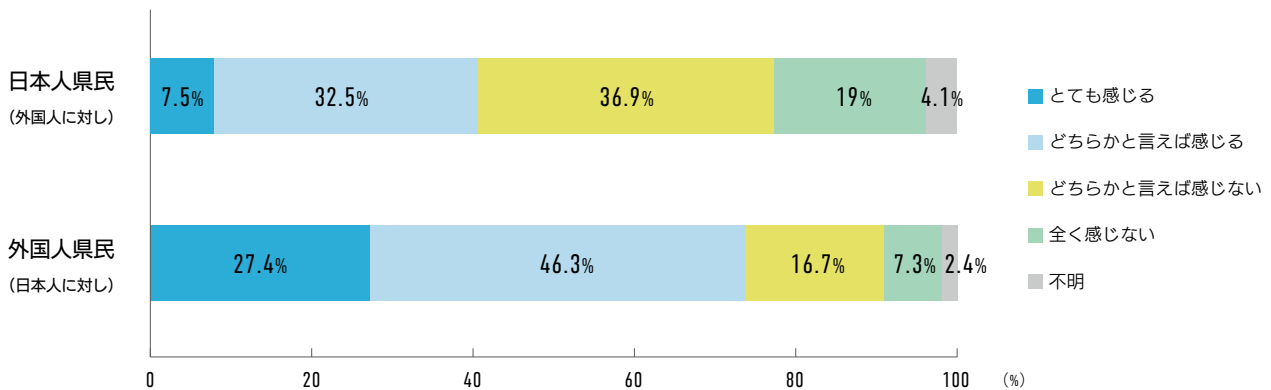
このため、外国人に日本の文化を理解してもらうだけでなく、日本人が外国の異文化を理解しようとする姿勢や、積極的に交流する機会をつくるなど、国籍の垣根を越えた「心の交流」が必要です。

外国人と日本人の親しみの度合い

磐田市民版



静岡県民版



2020（令和2）年、近年、増加傾向にある東南アジア圏のタイ・インドネシア・ベトナム国籍の外国人市民を対象にアンケート調査を実施しました。

対象者：3国籍（ベトナム・インドネシア・タイ）の市民

標本数：300人（無作為抽出）

調査期間：2020（令和2）年9月17日～10月5日

調査方法：郵送配布・郵送回収

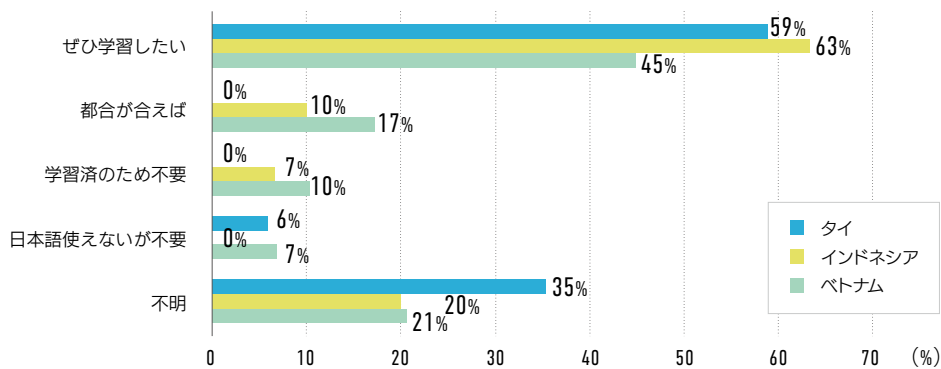
回収結果：105人（35%）

(1) 日本語学習の希望

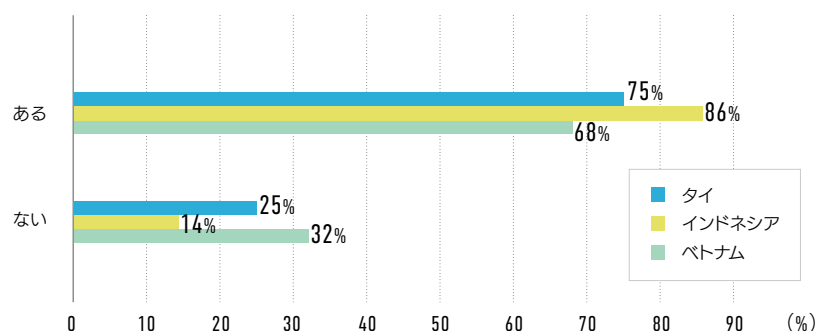
調査結果から、インドネシア・タイ国籍の外国人市民の5割以上が日本語学習に意欲的であることがわかりました。また、3国籍の約70%が母国などで日本語学習の経験があることから、基礎レベル以上の日本語能力を身に付けられる場所を求めていると考えられます。

このため、生活者として日常会話レベルの日本語を学べる場だけでなく、受講者のニーズに合わせたレベルで学べる機会を確保する必要があります。

日本語学習の希望（国籍別）



日本語学習経験の有無（国籍別）



(2) 自治会加入状況

どの国籍の方も、7割以上が自治会に加入していません。

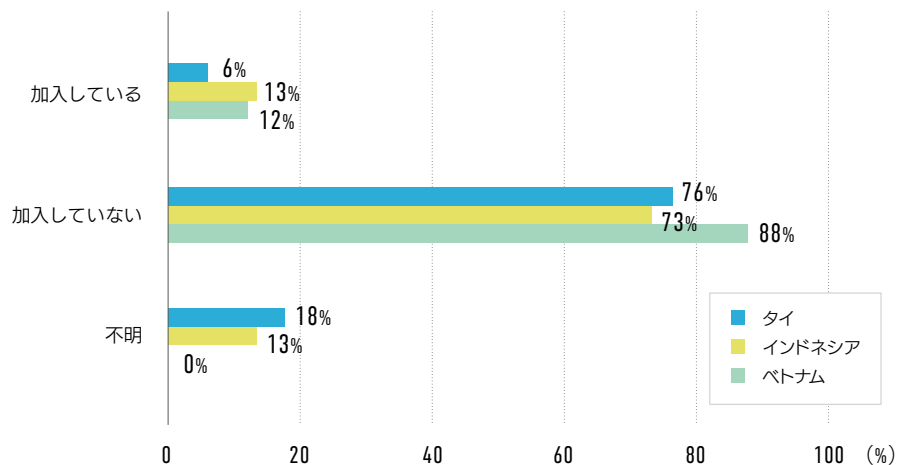
また、インドネシア・ベトナム国籍ではその理由として「自治会を知らない」「加入方法がわからない」が合わせて7割を超えています。

このことから、外国人市民に対して自治会の意味や加入するメリットについて、丁寧でわかりやすい説明と情報提供を積極的に行う必要があると考えられます。

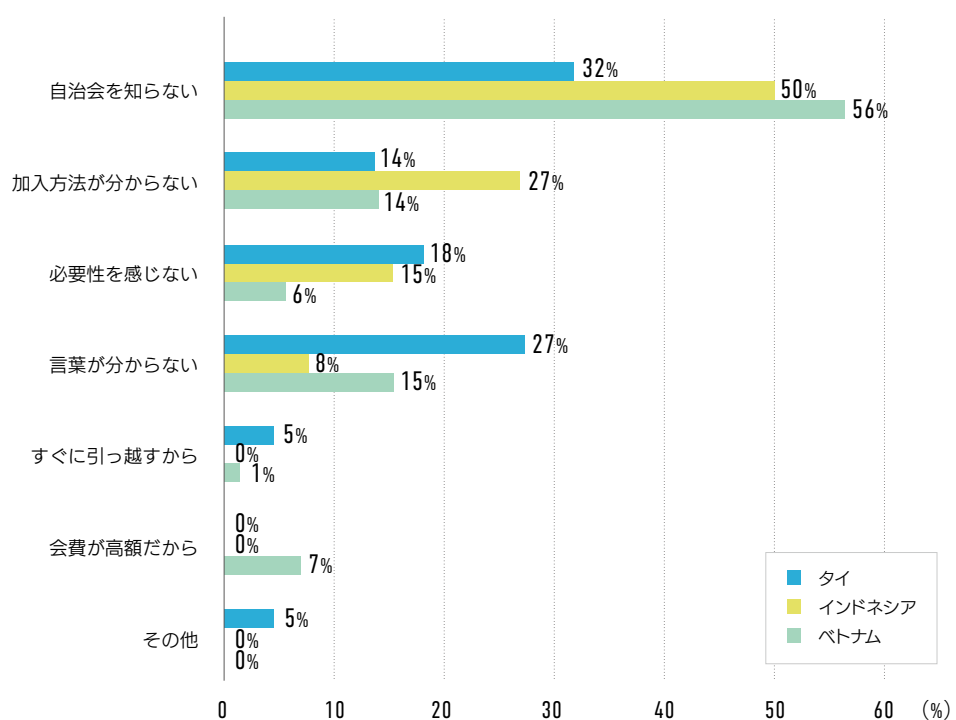
また、技能実習制度などを利用した在留期間が短い外国人が多いことも、加入が少ない要因のひとつと考えられます。

このため、このような外国人市民の状況を、受け入れる側の日本人市民が十分に理解したうえで自治会加入する必要性を説明することが必要です。

自治会加入状況（国籍別）



自治会に加入しない理由（国籍別）





にほんごきょうしつ ようす
日本語教室の様子



にほんごきょうしつ ようす
日本語教室の様子

こくせき みんぞく ぶんか ちがみとあ
 国籍・民族・文化の違いを認め合い

 えがお かいさつをかわすまち いわた
 笑顔であいさつを交わすまち 磐田

がいこくじん にほんじん した ど ちょうさけつか にほんじんしゅみん なか がいこくじんしゅみん たい しんりてきていこうかん そんざい
 外国人と日本人の親しみ度の調査結果から、日本人市民の中に外国人市民に対する心理的抵抗感が存在することがわかりました。

にほんじんがわ がいこくじん すこ りかい よ そ ちいきじゅうみん とも く たいとう なかま
 日本人側が外国人を少しでも理解しようと寄り添い、地域住民として共に暮らしていく対等な仲間としての意識を持つことが大切です。

にほんじんしゅみん がいこくじんしゅみん そうほう こくせき みんぞく ぶんか ちがみとあ にちじょうせいかつ なか えがお
 そこで、日本人市民と外国人市民の双方が国籍・民族・文化の違いを認め合い、日常生活の中で笑顔であいさつを交わしながら、互いに歩み寄り、助け合うことができる多文化共生のまちづくりを目指します。


 ちいきほうさいくねん さんか がいこくじんしゅみん ようす
 地域防災訓練に参加する外国人市民の様子

 いわたこくさいこうりゅうかい にほんごきょうしつ ようす
 磐田国際交流協会 日本語教室の様子

 たぶんかこうりゅう がくしゅうえん ようす
 多文化交流センター 学習支援の様子

外国人市民の現状と課題を踏まえ、基本理念の実現を目指すために次の4つを基本方針に掲げて取り組んでいます。

(1) 多様な文化の違いを認め合える地域づくり

外国人市民の定住化・永住化、日本人市民の少子高齢化と人口減少が進む中、地域の日本人と外国人が互いの異なる文化や価値観などを認め合い理解し合うことで、だれもが対等な地域社会の一員であるという自覚を育みます。また、互いに笑顔であいさつを交わし、歩み寄り、助け合える多文化共生の地域をつくりまします。

(2) 多言語対応と日本語学習機会の充実

外国人市民が地域や職場で個々の能力を活かし、安定した生活水準を確保しながら日本で暮らしていくためには日本語能力を身に付けることが重要です。

日本語学習機会の提供と学習意識の啓発による日本語能力の向上は、外国人市民のためだけでなく、共に暮らす地域や職場における円滑なコミュニケーションにつながります。

また、市政情報を外国人市民が受け取りやすいよう、やさしい日本語やSNSを積極的に活用し、効果的な情報発信に努めます。

(3) 安心して暮らせる環境づくり

外国人市民の増加や多国籍化により、日本人市民と外国人市民のコミュニケーション不足による誤解や偏見が生まれています。

地域組織や企業などと連携した支援体制の整備に努めるとともに、外国人情報窓口における生活・就労などに関する相談対応や情報提供、防災意識の啓発を行うことで安心して暮らせるまちをつくりまします。

(4) みんなで築くIWATAの未来

日本で学齢期を過ごす外国人児童や若者が増加しているため、教育環境の充実が必要不可欠です。だれもが将来への目標を描いて、自由に進路を選択できるように教育環境を充実させることで、磐田を担う若い世代を育てまします。

また、外国人市民の高齢化が確実に見込まれる中で、10年後の未来を見据えた対応が求められています。危機意識を持って準備し早期に対応することで、誰一人取り残さない多文化共生社会を目指します。

きほん りねん
基本理念きほん ほうしん
基本方針

こくせき
国籍・民族・文化の違いを認め合い
えがお
笑顔であいさつを交わすまち
いわた
磐田

01 多様な文化の違いを 認め合える地域づくり



02 多言語対応と 日本語学習機会の充実



03 安心して暮らせる環境づくり



04 みんなで築くIWATAの未来



きほんてき しさく
基本的施策

ぐたいてき しさく
具体的施策

にほんじん たいしやう
※日本人対象

1 そうごりかい そくしん
相互理解の促進

- ① 日本人市民へ多文化共生の啓発
- ② 外国人市民へ多文化共生の啓発
- ③ 日本人市民と外国人市民の交流促進

2 きやうどう すいしん
協働の推進

- ④ 外国人市民に対し地域活動への参加促進
- ⑤ キーパーソンとなる外国人市民の育成・支援

3 ICTなどを活用した
じやうほうていきやう じやうじつ
情報提供の充実

- ⑥ 「やさしい日本語」の活用
- ⑦ SNSの活用と多言語化の充実

4 にほんごきやういく すいしん
日本語教育の推進

- ⑧ 日本語支援者の育成
- ⑨ 日本語学習意識の啓発
- ⑩ 日本語教室の実施・運営

5 ききかんり いしき けいはつ
危機管理意識の啓発

- ⑪ 災害・感染症に備えた支援体制の構築
- ⑫ 防災意識の啓発

6 しょくばかんきやう せいび
職場環境の整備

- ⑬ 外国人相談窓口の充実
- ⑭ 外国人を雇用する企業の実態把握
- ⑮ 外国人を雇用する企業に向けた啓発

7 きやういくかんきやう せいび
子どもの教育環境の整備

- ⑯ 外国籍の子どもに向けた支援体制の強化
- ⑰ 外国人家庭に向けた教育制度の理解促進
- ⑱ 教育に関わる機関と連携強化

8 こうれいか みすえ
高齢化を見据えた
しさく けんとう せいど しやうち
施策の検討と制度周知

- ⑲ 高齢化に伴う課題共有と施策を検討する機会の創出
- ⑳ 外国人市民へ年金・福祉・医療制度の周知

※「日本人対象」…日本人市民にも求められる施策

04 具体的な施策

基本方針

01 多様な文化の違いを認め合える地域づくり



基本施策 1 相互理解の促進

日本人市民と外国人市民の相互理解の促進を図るため、講座の開催や交流イベントの企画および情報発信に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
①日本人市民へ 多文化共生の啓発	1	自治会や地域づくり協議会と連携した多文化共生意識の啓発および「やさしい日本語」を普及します。	地域づくり応援課	自治会連合会 地域づくり協議会
	2	学校、交流センターなどで国際理解や人権に関する市民向け講座などを開催し、多文化共生を啓発します。	地域づくり応援課	学校教育課 福祉課
②外国人市民へ 多文化共生の啓発	3	磐田国際交流協会、多文化交流センターを通じ、外国人市民が集まる場で多文化共生を啓発します。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会
	4	外国人情報窓口やSNSなどを活用して多文化共生を啓発します。	地域づくり応援課	—
③日本人市民と外国人市民の交流促進	5	磐田国際交流協会・多文化交流センター・交流センター・市民団体等と連携して交流を促進します。	地域づくり応援課 磐田国際交流協会	自治会連合会 地域づくり協議会

※9 「やさしい日本語」

普段使われている言葉を、外国人が分かりやすいように簡単な言葉に置き換えたり、文章を細かく区切るなど配慮をした日本語のこのこと

基本施策 2 協働の推進

外国人市民が、地域の一員として地域社会に参画することを促すとともに、地域における外国人リーダーの育成に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
④外国人市民に対し 地域活動への参加 促進	6	外国人に対し自治会活動へ参加を促進するため情報を発信します。	地域づくり応援課	自治会連合会 地域づくり協議会
⑤キーパーソンとなる 外国人市民の育成・ 支援	7	磐田国際交流協会などの関係団体と連携し、外国人リーダーに関する情報共有および育成・支援を行います。	地域づくり応援課 磐田国際交流協会	自治会連合会 地域づくり協議会



基本施策 3 ICTなどを活用した情報提供の充実

生活に必要な情報を、すべての外国人市民が受け取りやすいように「やさしい日本語」やSNS、動画を活用した情報発信に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑥「やさしい日本語」の活用	8	市職員に向けた「やさしい日本語」の周知および研修を実施します。	地域づくり応援課	各課
	9	市の各種通知や案内などに「やさしい日本語」の使用を促進します。	地域づくり応援課	各課
⑦ SNS の活用と多言語化の充実	10	市ウェブサイトや SNS を活用した多言語による情報提供と、外国人向けのシティブロモーションを充実します。	地域づくり応援課 広報広聴シティブロモーション課	各課
	11	磐田国際交流協会などの関係団体を通じて各種情報の取得方法を周知します。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会

基本施策 4 日本語教育の推進

定住、永住する外国人市民に対して、日常会話レベルの日本語能力を身に付けられる学習環境を提供するとともに、学習意欲のある方が希望するレベルの日本語学習機会を確保します。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑧日本語支援者の育成	12	日本語支援者の研修および日本語ボランティア養成講座の実施により人材発掘と育成を行います。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会 自治会連合会 地域づくり協議会
⑨日本語学習意識の啓発	13	SNS の活用や自治会などの関係団体を通じて日本語学習意識を啓発します。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会 自治会連合会 地域づくり協議会
⑩日本語教室の実施・運営	14	日本語が話せない方をはじめ、レベルに応じた日本語を習得できる教室の運営と支援を行います。	地域づくり応援課	磐田国際交流協会



基本施策 5 危機管理意識の啓発

災害や感染症の発生に備え、外国人市民の危機管理意識の向上と地域組織や企業などと連携した支援体制の構築に努める中で、地域リーダーとなる外国人人材の発掘と育成を行います。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑪ 災害・感染症に備えた支援体制の構築	15	災害時や感染症発生時に必要な情報を届け、適切な対応が行えるよう NPO 団体や外国人を雇用している企業等と連携した支援体制を構築します。	地域づくり応援課 危機管理課 産業政策課	磐田国際交流協会 自治会連合会 地域づくり協議会 企業
⑫ 防災意識の啓発	16	SNS の活用や自主防災会・企業など防災活動を行う関係団体を通じて防災意識を啓発します。	地域づくり応援課 危機管理課 産業政策課	自治会連合会 地域づくり協議会 企業
	17	地域防災訓練へ参加を促進する中で防災意識を啓発し、地域リーダーとなる外国人人材の発掘・育成を行います。	地域づくり応援課 危機管理課	磐田国際交流協会 自治会連合会 地域づくり協議会

基本施策 6 職場環境の整備

定住・永住者や技能実習制度を活用する外国人市民が安心して働き、労働意欲や学習意欲の向上を図ることができるよう、外国人向け相談窓口の充実と企業や関係機関と連携した職場環境の整備に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑬ 外国人相談窓口の充実	18	外国人の生活・就労・育児などの相談対応と SNS 活用や多言語対応を充実します。	地域づくり応援課 福祉課 子ども未来課	各課
⑭ 外国人を雇用する企業の実態把握	19	外国人を雇用している企業訪問やアンケートにより実態把握を行います。	地域づくり応援課 経済観光課 産業政策課	—
⑮ 外国人を雇用する企業に向けた啓発	20	商工会議所や商工会、外国人を雇用する企業と連携し、人権保障および職場環境の改善に向けた啓発と就労支援を行います。	経済観光課 産業政策課	地域づくり応援課
	21	外国人を雇用している企業の先進的事例を市内企業に紹介します。	地域づくり応援課 経済観光課 産業政策課	—



基本施策 7 子どもの教育環境の整備

磐田の未来を担う子どもが、母語や国籍を問わず教育が受けられるよう教育環境の整備に努めるとともに、外国人家庭に向けた教育制度の理解促進に努めます。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑩外国人の子どもに向けた支援体制の強化	22	外国籍の園児・児童生徒の増加や多国籍化、居住地の分散化に対応した支援と連携体制を整備します。	がっこうきょういっか 学校教育課 ようちえんほいくえんか 幼稚園保育園課	ちいき おうえんか 地域づくり応援課 いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
	23	ロールモデル ¹⁰ となる外国人の発掘・連携および活躍できる場を提供します。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会 かくか 各課
⑪外国人家庭に向けた教育制度の理解促進	24	日本の教育や進学制度に関する情報をわかりやすく提供します。	がっこうきょういっか 学校教育課	ちいき おうえんか 地域づくり応援課 いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
	25	SNSの活用や多言語チャット、学校を通じた啓発および教育に関する情報を発信します。	がっこうきょういっか 学校教育課 ようちえんほいくえんか 幼稚園保育園課	ちいき おうえんか 地域づくり応援課
	26	外国人保護者への言語支援体制の整備や保護者同士がコミュニケーションを図る機会を提供します。	がっこうきょういっか 学校教育課 ようちえんほいくえんか 幼稚園保育園課	ちいき おうえんか 地域づくり応援課 いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
⑫教育に関わる機関と連携強化	27	多文化交流センターや外国人学校、教育機関と情報交換や連携を強化します。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課 がっこうきょういっか 学校教育課 ようちえんほいくえんか 幼稚園保育園課	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会

※ 10 「ロールモデル」

具体的な行動や考えを学習・模倣する対象（お手本）となる人物。

基本施策 8 高齢化を見据えた施策の検討と制度周知

近い将来に直面する外国人市民の高齢化問題を見据え、想定される課題の共有と必要な施策について検討するため、庁内関係課および近隣自治体と連携を図ります。また外国人市民へ年金や介護保険制度などの情報発信と周知を行います。

具体的な施策	No.	内容・方向性	担当課	関係課・団体等
⑬高齢化に伴う課題共有と施策を検討する機会の創出	28	庁内関係課や近隣自治体と会議体を設置し、課題の共有および必要な施策について検討し、実施します。	ちいき おうえんか 地域づくり応援課	かくか 各課 きんりんじちたい 近隣自治体
⑭外国人市民へ年金・福祉・医療制度の周知	29	SNSなどを活用して年金制度や介護保険制度、医療制度の情報発信・周知を行います。	こくほねんきんか 国保年金課 こうれいしやしえんか 高齢者支援課	ちいき おうえんか 地域づくり応援課

01

せいか しひょう いちらん
成果指標の一覧

ほん ちゃくじつ じっし たぶん かきょうせいしゃかい すいしん じっこうせい ねんかん もくひょう すう ちか
本プランを着実に実施し、多文化共生社会の推進を実効性のあるものにするため5年間の目標を数値化しました。

基本方針	成果指標	現状値	目標値 (R 8)
1 多様な文化の 違いを認め合える 地域づくり	【指標1】 外国人市民の市民意識調査において、地域で暮らす日本人へ親しみを「とてもよくなる」「やや感じる」と回答した人の割合	73.2% (2020(令和2)年度 県多文化共生基礎調査 ※磐田市民の回答を抜粋)	85%以上
	【指標2】 日本人市民の市民意識調査において、地域で暮らす外国人へ親しみを「とてもよくなる」「やや感じる」と回答した人の割合	44.8% (2020(令和2)年度 県多文化共生基礎調査 ※磐田市民の回答を抜粋)	65%以上
2 多言語対応と 日本語学習機会の充実	【指標3】 「いわた日本語能力判定」により「レベル0から1およびレベル1から2」 ^{*11} へ昇級した累積人数	—	200人以上 ※5年間
	【指標4】 外国人情報窓口から情報提供するSNSのフォロワー(情報到達)率	ポルトガル語版 38.9% (1,932人) タガログ語版 9% (111人) ベトナム語版(未開設) (2021(令和3)年3月末時点)	ポルトガル語版(60%)以上 タガログ語版(40%)以上 ベトナム語版(30%)以上
3 安心して暮らせる 環境づくり	【指標5】 外国人情報窓口における相談対応の件数	18,312件/年 (2020(令和2)年度実績値)	20,000件以上/年
	【指標6】 地域防災訓練に参加する外国人市民の参加率	2.8% (211人) (2018(平成30)年度実績値)	5%以上
4 みんなで楽しく I WATAの未来	【指標7】 初期支援教室で支援を受けた児童生徒の適応状況(学校における3か月の出席率)	95% (2020(令和2)年度実績値)	97%以上

※ 11 日本語能力判定

「レベル0」とは、日本語を話す・聞くことがほとんどできない程度
「レベル1」とは、限られた単語を理解したり、話す・書くことができる程度
「レベル2」とは、日常生活に必要な日本語を理解したり、話す・書くことができる程度

(1) 市内の推進体制

たぶん かきょうせい けいかくてき すいしん たぶん かきょうせい しょかんか ちゅうしん ちょうないかくか
 多文化共生のまちづくりを計画的に推進するため、多文化共生の所管課が中心となり市内各課と
 れんけい はか
 連携を図ります。

(2) 市民参画による推進

がいこくじんしみん かんけいだんたい いげん しさく はんえい ざいじゅうがいこくじん きょういくきかん きぎょう かくしゅだんたい
 外国人市民や関係団体の意見を施策に反映させるため、在住外国人、教育機関、企業、各種団体
 だひょうしゃ こうせい いわたしたぶん かきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい かいさい たぶん かきょうせいすいしん
 の代表者などで構成する「磐田市多文化共生社会推進協議会」を開催し、「多文化共生推進プラン」
 しんちよくじょうきょう かくにん てんけん おこな しゃかいじょうせい へんか あら かだい たいおう みなお おこな
 の進捗状況の確認や点検を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題などに対応した見直しを行
 います。

(3) 関係機関と連携および協力

したんどく かいけつ ちい き がいこくじんじゅうみん かが きかん れんけい きょうりょく はか すいしん
 市単独では解決できない問題や広域で取り組むべき施策について、国・県・近隣自治体をはじめ、
 地域の外国人住民に関わる機関などと連携・協力を図りながらプランを推進します。



ようす
 インターナショナルフェア 2022 の様子



さんこう しりょう
参考資料

01 ようご かいせつ さいけい
用語解説 (再掲)

No.	ようご 用語	せつめい 説明
1	しゅつにゅうこくかんり 出入国管理および なんみんにんていほう 難民認定法 (3ページ)	にほんじん しゅつにゅうこく がいこくじん にほんこくざいりゅう かん きょか ざいりゅうしかくせいど なんみんにんていせいどとう さだ 日本人の出入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定 め法律。通称「入管法」。1990（平成2）年の改正法施行により、国内の日系外国人が 急増した。
2	ざいりゅうしかく 在留資格 (4ページ)	しゅつにゅうこくかんり なんみんにんていほう さだ かつどう おこな がいこくじん にほん 「出入国管理および難民認定法」に定められた活動を行うことによって、外国人が日本に 滞在することができる資格
3	ぎのうじっしゅう 技能実習 (4ページ)	がいこくじんぎのうじっしゅうせいど もと ざいりゅうしかく う い ほうしき かつどうないよう くぶん わ 外国人技能実習制度に基づく在留資格。受け入れ方式や活動内容により3区分に分けられ る。(1号イ・1号ロ・2号イ・2号ロ・3号イ・3号ロ) 1号は入国1年目の技能習得、 2号は2～3年目の技能習熟、3号は4～5年目の技能熟達するための資格。所定の実技 試験や、出入国在留管理庁の審査を通して移行できる。
4	ぎじゆつ じんもんちしき 技術・人文知識・ こくさいぎょうむ 国際業務 (4ページ)	にほん こうし きかん の けいやく もと おこな りがく こうがく た しぜんかがく ぶんや 日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは 法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務 または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動 (例：通訳、デザイナーなど)
5	えいじゅうしゃ 永住者 (6ページ)	い か み こうりょ ほうむだいじん きょか もの あた しかく 以下の3つを満たしているかを考慮して法務大臣が許可した者に与えられる資格。 ①素行善良である（法令違反していない）、②独立生計要件を満たしている（一定以上の 年収がある）、③国益適合要件（在留期間の長さなど） また、③の特例として、日本人・永住者の配偶者で婚姻3年以上継続かつ1年以上日本に ざいりゅう かつ ていじゅうしゃ ねん いじょうざいりゅう かつ なんみんにんてい こ ねんいじょうざいりゅう 在留している方、定住者になって5年以上在留している方、難民認定後5年以上在留され ている方なども認められる。
6	ていじゅうしゃ 定住者 (6ページ)	ほうむだいじん じんどうじょう た とくべつ りゅう こうりょ いったい きかん してい きょじゅう みと ざいりゅう 法務大臣が人道上その他特別な理由を考慮して一定の期間を指定して居住を認める在留 資格。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子などに認められ、日本での活動に せいげん しゅうろう じゅう 制限がなく就労も自由
7	にほんじん はいぐうしゃとう 日本人の配偶者等 (6ページ)	にほんじん はいぐうしゃ とくべつようし にほんじん こ しゅっしょう 日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生したものにあたえられる ざいりゅうしかく 在留資格
8	えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう 永住者の配偶者等 (6ページ)	えいじゅうしゃ はいぐうしゃ えいじゅうしゃ こ にほん しゅっしょう こ ひ つづ にほん 永住者などの配偶者または永住者などの子として日本で出生し、その後引き続き日本に ざいりゅう 在留しているもの。
9	にほんご やさしい日本語 (15ページ)	ふだんつか ことば がいこくじん わ かんたん ことば お か ぶんしょう 普段使われている言葉を、外国人が分かりやすいように簡単な言葉に置き換えたり、文章 を細かく区切るなど配慮をした日本語のこと。
10	ロールモデル (20ページ)	べたいてき こうどう かんが がくしゅう もほう たいしょう てほん じんぶつ 具体的な行動や考えを学習・模倣する対象（お手本）となる人物
11	にほんごのうりよくはんてい 日本語能力判定 レベル (21ページ)	•「レベル0」とは、日本語を話す・聞くことがほとんどできない程度 •「レベル1」とは、限られた単語を理解したり、話す・書くことができる程度 •「レベル2」とは、日常生活に必要な日本語を理解したり、話す・書くことができる程度

ねんがっぴ 年月日	かいぎとう 会議等	かいぎとう 会議等
2020.9.17 ～10.5	とうなん けんがいくじんしんむ たぶんかきょうせいすいしん 東南アジア圏外国人市民向け多文化共生推進 プラン基礎調査を実施	・ベトナム (対象 165 人、回答 58 人) ・インドネシア (対象 90 人、回答 30 人) ・タイ (対象 45 人、回答 17 人)
2021.6.25	だい かい たぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい 第1回多文化共生社会推進協議会	さくてい かだいせいり 策定スケジュールおよび課題整理 ワークショップ
2021.8.10 ～8.25	ちやうないかんけいか ちやうさ 庁内関係課へメール調査 ぐたいてき とりくみ (具体的な取組について)	ちやうないかんけいか ぐたいてき しさく もと じっし 庁内関係課に具体的な施策に基づいて実施 よてい とりく ちやうさ 予定の、取組みについて調査
2021.9.16	だい かい たぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい 第2回多文化共生社会推進協議会	たいていず あん かん きょうぎ プラン体系図 (案) に関する協議 ワークショップ
2021.11.19	だい かい たぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい 第3回多文化共生社会推進協議会	ぐたいてきしさく ないよう ほうこうせい かん きょうぎ 具体的施策の内容・方向性に関する協議 ワークショップ
2021.12.2 ～12.7	ちやうないかんけいか 庁内関係課へヒアリング	ぐたいてきしさく ないよう ほうこうせい かん きょうぎ 具体的施策の内容・方向性に関する協議
2021.12.9	わか せだい たぶんかきょうせい 若い世代へ多文化共生ワークショップ いわたみなみこうこう ていじせい かよ がいこくじんせいと (磐田南高校 (定時制) に通う外国人生徒)	わかもの してん だい じ ないよう けんとう 若者の視点で第4次プランの内容を検討
2021.12.21	わか せだい たぶんかきょうせい 若い世代へ多文化共生ワークショップ いわたしりつしんめいちゆうがっこう かよ がいこくじんせいと (磐田市立神明中学校に通う外国人生徒)	わかもの してん だい じ ないよう けんとう 若者の視点で第4次プランの内容を検討
2021.12.23	だい かい たぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい 第4回多文化共生社会推進協議会	プラン あん かん きょうぎ プラン (案) に関する協議
2022.1.13	いわた はたら がいこくじんしんみんたいしやう ちやうさ 磐田で働く外国人市民対象アンケート調査 ひらの こうぎやうかふしきかいしゃ つと がいこくじんしやいん (平野ビニール工業株式会社に勤める外国人社員)	がいこくじんろうどうしや してん だい じ たい 外国人労働者の視点で第4次プランに対する いけんぼしゆう 意見募集
2022.1.5 ～2.3	じっし パブリックコメントの実施	プラン あん たい いけんぼしゆう プラン (案) に対する意見募集
2022.2.28	だい かい たぶんかきょうせいしゃかいすいしんきょうぎかい 第5回多文化共生社会推進協議会	さいしゆう あん かくにん プラン最終 (案) の確認

第4次多文化共生推進プラン (2022年度～2026年度)

にんき れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
 任期：2021(令和3)年7月16日から2023(令和5)年3月31日

No.	やく しょく 役 職	し めい 氏 名	かな	しょ ぞく とう 所 属 等
1	かいちょう 会長	池上 重弘	いけがみ しげひろ	しずおかぶん かげいじゅつだいがく 静岡文化芸術大学
2	ふくかいちょう 副会長	藤田 允	ふじた まこと	じち かい れんごうかい 自治会連合会
3	いいん 委員	玉田 文江	たまだ ふみえ	
4		川原 利彦	かわはら としひこ	いわたこくさいこうりゅうきょうかい 磐田国際交流協会
5		渡邊カルロス	わたなべ かるろす	かぶしきかいしゃ 株式会社ORJ
6		平野 利直	ひらの としなお	ひらの こうぎょうかぶしきがいしゃ 平野ビニール工業株式会社
7		松下 晴彦	まつした はるひこ	かぶしきがいしゃまつしたこうぎょう 株式会社松下工業
8		相川アンジェラ	あいかわ あんじえら	はままついわたしんようきんこ 浜松磐田信用金庫
9		青島 彰	あおしま あきら	とうぶしょうがっこう 東部小学校
10		小沼 裕樹	こぬま ゆうき	しんめいちゅうがっこう 神明中学校
11		江間 啓之	えま けいじ	いわたみなみこうこう ていじせい 磐田南高校 (定時制)
12		松尾 真里	まつお まり	とうぶようちえん 東部幼稚園
13		高橋ロウエナ	たかはし ろうえな	ざいりゅうがいこくじん 在留外国人 (フィリピン)
14		田中 琢問	たなか たくもん	ざいりゅうがいこくじん 在住外国人 (ブラジル)
15		薛 堅	せつ けん	ざいりゅうがいこくじん ちゅうこく 在住外国人 (中国)

No.	やく しょく 役 職	し めい 氏 名	かな	しょ ぞく とう 所 属 等
1	オブザーバー	勝又 千夏	かつまた ちなつ	がっこうきょういくか 学校教育課
2		杉田 友司	すぎた ともし	たぶん かくりゅう 多文化交流センター
3		山田 裕美	やまだ ゆみ	

 じゅんぶどう けいしやうりく
 ※順不同・敬称略

対象者： 市内に在住の18歳以上の市民
 標本数： 3,000人（無作為抽出）
 調査期間： 2020（令和2）年7月22日～8月11日
 調査方法： 郵送配布・郵送回収
 回収結果： 有効回収数 1,343人、有効回収率 44.8%

(1) 地域で暮らす外国人の増加で予想されること

問い

地域で暮らす外国人が増えると思うとどうなると思いますか？〈該当するものすべてに〇印〉

地域で暮らす外国人の増加で予想されることは多い順に、

- 地域や経済の活性化につながる
- 治安が悪化する
- 地域活動の担い手が増える

傾向

【性別】

- 大きな差はない。

【年代別】

- 30歳未満、60歳代以上では「地域や経済の活性化につながる」が最も多く、30歳～50歳代では「治安が悪化する」が最も多かった。

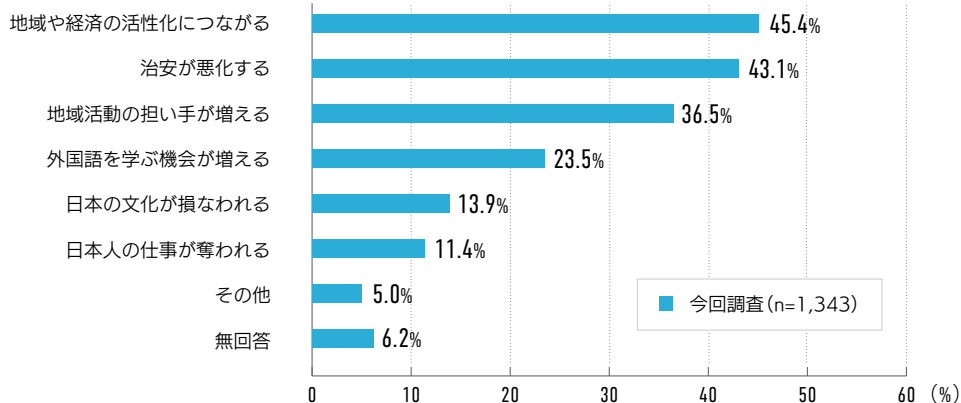
【居住地区別】

- 福田地区、竜洋地区では「治安が悪化する」が最も多く、それ以外の地区では「地域や経済の活性化につながる」が最も多かった。

総括

■外国人に良いイメージと悪いイメージを持っている方はおよそ同じ割合である。

■地域住民の外国人に対する誤解を払拭するとともに、地域活動を維持するうえで外国人の協力が必要不可欠であることを理解する必要がある。



(2) 外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために最も必要なこと

問い

外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために最も必要なことは何だと思えますか？（該当するものすべてに○印）

外国人と日本人が互いに尊重し、対等な立場で暮らすために必要なことは多い順に、

- 外国人に地域のルールや習慣を伝える
- お互いの文化・習慣を学ぶ
- お互いが日常的にあいさつする

傾向

【性別】

- 大きな差はない。

【年代別】

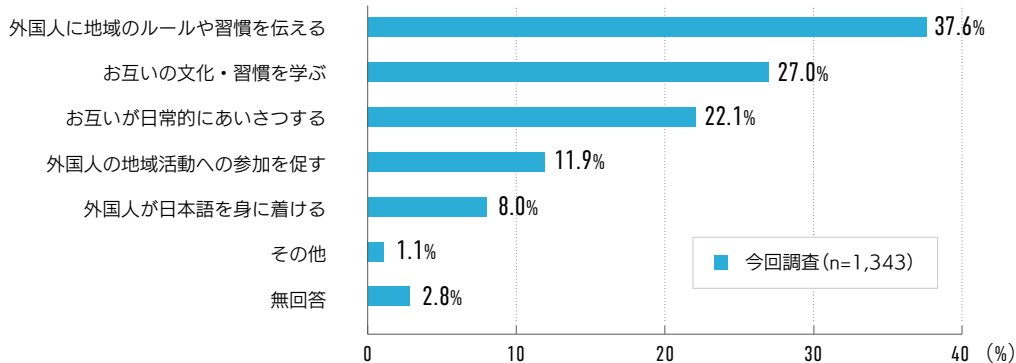
- 30歳代、30歳未満は「お互いの文化・習慣を学ぶ」が最も多く、40歳以上の年代では「外国人に地域のルールや習慣を伝える」が最も多い。

【居住地区別】

- 見付地区、豊岡地区は「お互いの文化・習慣を学ぶ」が最も多く、それ以外の居住地区では「外国人に地域のルールや習慣を伝える」が最も多い。

総括

- 多文化共生の実現には、日本人が自国の文化や習慣を理解してもらうだけでなく、外国の文化や習慣を理解し、尊重することが求められる。
- 年代や地区によっては外国人に「地域のルールや習慣を伝える事」が最優先と考えられているが、まずはお互いが平等な立場で理解し合うことを日本人に対し意識啓発する必要がある。



※調査票では単数回答としていたが、回答数超過が多く見られたため、複数回答可の設問として集計した。

(3) 居住地の地域活動へ外国人住民の参加状況

問い

あなたが生活している地域では、防災訓練や草刈り等の地域活動に外国人住民は参加していますか？〈〇印を1つ〉

外国人住民が地域活動に「参加している」と回答した人は約2割

傾向

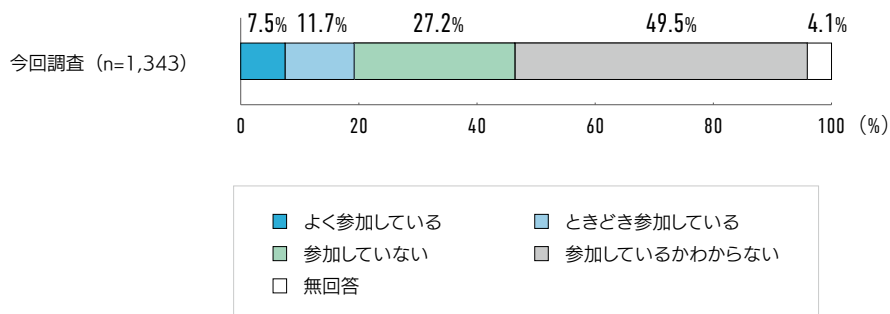
【居住地区別】

- ・「参加している」が最も多い地区は菟洋地区（33.6%）
- ・「参加していない」が最も多い地区は豊岡地区（45.0%）

総括

■地区ごとの外国人人口の差と、根本的に外国人の自治会加入率が低いことが結果に現れている。

■定住や永住化が進んでいることから、外国人に向けた自治会組織の役割や地域活動の大切さについて積極的に周知を行う必要がある。



(4) 地域活動へ外国人住民の参加を促すために必要なこと

問い

ぼうさいくんれん くさか など ちいきかつどう がいこくじんじゅうみん さんか うなが ひつよう なん
防災訓練や草刈り等の地域活動に外国人住民の参加を促すために必要なことは何だと
 おも
思いますか？ 〈該当するものすべてに〇印〉

がいこくじんじゅうみん さんか うなが がいこくじん じちかい かにゅう うなが
外国人住民の参加を促すためには、「外国人に自治会への加入を促す」が
 もっと おお
最も多い

傾向

【性別】

- 大きな差はない。

【年代別】

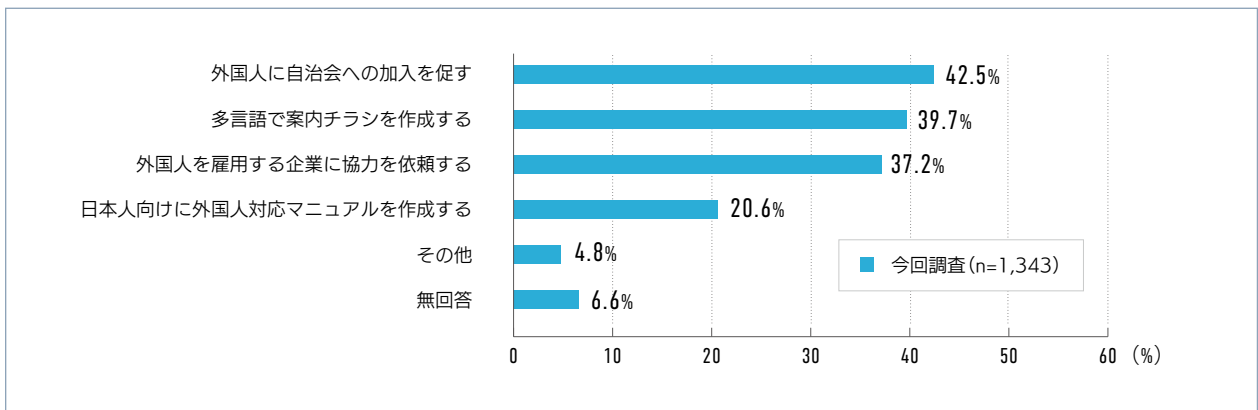
- 30歳未満～50歳代までは、「多言語で案内チラシを作成する」が最も多い。
- 60歳代、70歳以上では「外国人に自治会への加入を促す」が最も多い。

【居住地区別】

- 大きな差はない。

そうかつ 総括

- 多言語や「やさしい日本語」による情報発信により、外国人に自治会組織の意味や活動について知っていただく必要がある。
- 自治会は、「やさしい日本語」を日頃から積極的に用いて、外国人市民が参加しやすい環境と関係性を築く必要がある。
- 地域住民は、近年、在留期間が短い技能実習制度を利用している外国人が多いことも理解する必要がある。



磐田市多文化共生社会推進協議会要綱

へいせい ねん がつ ついたち
平成 17 年 7 月 1 日
こくじだい ごう
告示第 347 号

せっち (設置)

だい じょう いわたし たぶんか きょうせいしゃかい じつげん む しさく すいしん はか いわたし たぶんか きょうせいしゃかい すいしんきょう
第 1 条 磐田市は、多文化共生社会の実現に向けての施策の推進を図るため、磐田市多文化共生社会推進協
ぎかい いか きょう ぎかい お
議会（以下「協議会」という。）を置く。

しよしょう じむ (所掌事務)

だい じょう きょうぎかい つぎ かか じこう きょうぎ
第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- たぶんか きょうせい かん しさく ちょうさ けいかくおよ すいしん かん
(1) 多文化共生に関する施策の調査、計画及び推進に関すること。
- たぶんか きょうせい かん じょうほうこうかん およ れんらくちょうせい かん
(2) 多文化共生に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- ほか たぶんか きょうせい すいしん かん ひつよう みと じこう かん
(3) その他多文化共生の推進に関し必要と認める事項に関すること。

そしき (組織)

だい じょう きょうぎかい いいん にん いない そしき
第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- かくしゆ だんたい だいひょうしゃ
(1) 各種団体の代表者
- きぎょう だいひょうしゃ
(2) 企業の代表者
- きょういく きかん だいひょうしゃ
(3) 教育機関の代表者
- かんけいぎょうせい きかん しょくいん
(4) 関係行政機関の職員
- ざいじゆう がいこくじん だいひょうしゃ
(5) 在住外国人の代表者
- ほかしちょう ひつよう みと もの
(6) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、その職に基づいて委嘱し、又は任命された職員の任期は、当該職
きかん ほけつ いいん にんき ぜんにんしゃ ざんにん きかん
にある期間とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

かいちょうおよ ふくかいちょう (会長及び副会長)

だい じょう きょうぎかい かいちょうおよ ふくかいちょうかく ひとり お
第 4 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう きょうぎかい かいぎ かいちょう しょうしゅう かいちょう ぎちょう
第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 きょうぎかい かいぎ いいん はんすう いじょう しゅっせき ひら
協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 きょうぎかい かいぎ しゅっせき いいん はんすう けつ かひ どうすう かいちょう けつ
協議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 きょうぎかい ひつよう かんけいしゃ しゅっせき もと いけん また せつめい き
協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

しよむ
(庶務)

だい じょう きょうぎかい しよむ じち しみんぶ しより
第6条 協議会の庶務は、自治市民部において処理する。

ほか
(その他)

だい じょう こくじ さだ きょうぎかい うんえい かん ひつよう じこう しちょう べつ さだ
第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ふ そく
附 則

しこう きじつ
(施行期日)

- 1 こくじ こうふ ひ しこう
この告示は公布の日から施行する。

にんき とくれい
(任期の特例)

- 2 ようこう しこう ひ いご さいしよ いしよくまた にんめい いいん にんき だい じょうだい こう きてい
この要綱の施行の日以後最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、
へいせい ねん がつ にち
平成19年3月31日までとする。

こくじ しこうご さいしよ おこな きょう ぎかい しょうしゅう
(告示施行後最初に行われる協議会の招集)

- 3 こくじ しこうご さいしよ おこな きょうぎかい かいぎ だい じょうだい こう きてい しちょう しょうしゅう
この告示施行後最初に行われる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

だい じ いわたし
第4次磐田市
たぶんか きょうせい すいしん
多文化共生推進プラン

いわたし じち しみんぶ ちいき おうえんか
磐田市自治市民部地域づくり応援課

〒438-8650 しずおかけん いわたし こうのだい
静岡県磐田市国府台3-1
TEL:0538-37-4870 FAX:0538-32-2353
E-mail: chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp

(令和4年3月発行)